

市民税・都民税 申告は市役所へ 申告書発送は2月7日(月)

曜日 午前8時30分～11時30分
ところ 市役所2階201会議室
※申告書は郵送などでも受け付けています。
※所得税の納税の必要な確定申告をする方、確定申告書を出さなければ所得税が戻る還付申告の方は、税務署にご相談ください。



市民税・都民税申告 土曜相談・受付 窓口を開設

市民税課では、2月19日、3月5日の土曜日、午前8時30分～11時30分に平成17年度市民税・都民税の申告書作成の相談および申告書の受付を行います。

平成17年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。3月に入ると受付会場が込み合いますので、早めに申告してください。

また、当日は給与収入、年金収入の簡易な所得税還付申告書記入の相談、申告書受付も行います。申告に必要な書類は事前に準備してください。

この2日間以外の土曜窓口では、取り扱いませんので、あらかじめご了承ください。

平成16年12月10日に小平市へ転入しました。平成17年度の市民税・都民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。

平成17年度の市民税・都民税は、今年1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっていますので、小平市へ申告してください。なお、今年1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告することになります。

昨年中は収入がありませんが、申告の必要はありますか。

申告書の届いた方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置の判定や都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書の発行などができませんので、申告をお願いします。

アルバイトをしていて、扶養の収入までなら、扶養の支給なし) 職業、資格要件、電話番号を記入のうえ、問合せ先へ(送付可) ※書類による審査選考後、面接により決定します。なお、応募原稿は返却しません。

平成16年中の給与収入が30万円(給与所得に換算すると38万円)までならば扶養に入ることができません。その場合は、所得税はかかりません。ただし、市民税・都民税は給与収入が百万円を超えたら、給与以外の場合があります。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が、38万円以下であれば、扶養に入ることができません。

平成17年度の市民税・都民税の主な改正点は、均等割の課税対象が拡大されます。パートなどで収入を得ている妻で百万円を超える収入があると、平成16年度までは住民税の所得割しかかかりませんでした。平成17年度からは均等割も4千円課税されます。ただし、平成17年度は経過措置として均等割が半額の2千円になります。

子育ての知恵袋事業 相談員を募集

市では、保護者の育児による孤立感の解消に務め、子育て中の家庭を支援する「子育ての知恵袋事業相談員」を募集します。

募集人数 25人程度
内容 自宅を中心として、子育て中の保護者などを対象に、電話または面談により、子育てに係る相談および話し相手となり、子育ての情報提供を行う

4月から働ける方
小学校給食調理
臨時職員募集

勤務内容 小学校給食の調理および洗浄
勤務場所 市立小学校
賃金 時給800円(交通費別途)

勤務時間 ①午前8時30分～午後1時30分 ②午後1時30分～午後4時30分 ③午後4時～6時
募集人数 ①～③いずれも25人程度
賃金 時給800円

ちょっと教えて 市民税・都民税

平成16年中の給与収入が百万円を超えたら、給与以外の場合があります。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が、38万円以下であれば、扶養に入ることができません。

平成16年中の合計所得金額が25万円(年金収入で約20万円)を超えたら、市民税・都民税がかかります。

平成17年度の市民税・都民税の主な改正点は、均等割の課税対象が拡大されます。パートなどで収入を得ている妻で百万円を超える収入があると、平成16年度までは住民税の所得割しかかかりませんでした。平成17年度からは均等割も4千円課税されます。ただし、平成17年度は経過措置として均等割が半額の2千円になります。

平成17年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。3月に入ると受付会場が込み合いますので、早めに申告してください。

平成17年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。3月に入ると受付会場が込み合いますので、早めに申告してください。

平成17年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。3月に入ると受付会場が込み合いますので、早めに申告してください。

平成17年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。3月に入ると受付会場が込み合いますので、早めに申告してください。

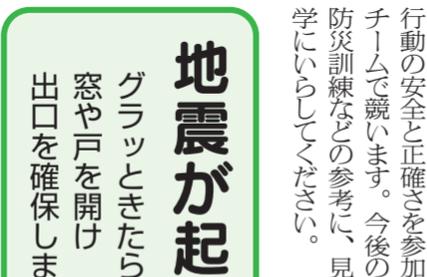
官公署より

阪神・淡路大震災から10年がたち、昨年は新潟県中越前地震発生10周年を迎えました。地震の時に自分自身を守る「自助」、みんなで助け合う「共助」が大切です。

小平消防署では、地域の防災行動力の向上を目指して防災コンクールを開催します。地震が発生した時の行動の安全と正確さを参加チームで競います。今後の防災訓練などの参考に、見学にいらしてください。

越地震が発生し大きな被害となりました。地震の時には、すでに開催のお知らせをしています。

※市内の各自治会などには、すでに開催のお知らせをしています。



地震が起きたら グラツツときたら 窓や戸を開け 出口を確保しましょう

